

# み～なねっとわーく(高齢者見守り支援ネットワーク)

- ◎地域資源の協力から支援を必要とする人を地域で支える仕組み。
- ◎地域包括支援センターが中心となり、情報をワンストップでキャッチ。

み～な  
ねっとわーく  
協力機関

高齢のお客様が安心  
して過ごせるように  
お手伝いします。



- |             |            |       |       |      |      |
|-------------|------------|-------|-------|------|------|
| 役場          | 民生委員       | 警察署   | 消防署   | 行政区長 | 医療機関 |
| 社会福祉協議会     | シルバー人材センター | 長生クラブ | 民間企業等 |      |      |
| 介護保険サービス事業所 | 居宅介護支援事業所  |       |       |      | 45カ所 |



地域包括支援センター

## 地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	皆野町
②人口（※１）	１０，７０３人（平成２５年４月１日現在）（ ）
③高齢化率（※１） （６５歳以上、７５歳以上それぞれについて記載）	６５歳以上 ３０．２％（ ） ７５歳以上 １６．４％
④取組の概要	「み～なねっとわーく」（高齢者見守り支援ネットワーク）について町内の商店・金融機関・理美容店・インフラ事業者などの民間企業及び団体、警察署・消防署などの官公庁１００ヶ所を見守りの協力機関として登録するもの。
⑤取組の特徴	①町のイメージキャラクター「み～な」を利用して、協力機関証を掲示している。 ②協力機関の地域住民の声かけなどから、変化や気づきがあった場合は、地域包括支援センターに連絡をもらう。 ③協力機関へ認知症サポーター養成講座を開いている。
⑥開始年度	平成２４年度
⑦取組のこれまでの経緯	「要支援１」「要支援２」の認定者１５０名（全員）に生活アンケート調査を実施。買い物、整容整髪、金銭管理、かかりつけ医療機関、ガスや新聞店など１６項目。普段利用している場所を把握（個票としてアセスメント利用）。その中から町内のものを１００ヶ所抽出。現在うち４５ヶ所が協力。平成２４年度は、金融機関から消費生活相談３件、ガス会社から認知症相談１件の実績があり、いずれも連携。消費生活相談はすべて水際で防ぎ、認知症相談は見守り継続中。民生委員からの相談も十数件あり、医療や介護サービスにつなぐことができた。高齢者のみでなく、児童や障害者の相談も入るので相談支援している。
⑧主な利用者と人数	高齢者・障害者
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	皆野町地域包括支援センター（直営）
⑩市区町村の関与（支援等）（※２）	予算：３０，０００円（消耗品費）
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※３）	なし。
⑫取組の課題	全国展開しているチェーン店やフランチャイズ店の協力の確保。 顧客との信頼関係から連絡しづらい現実。 既存している地域のつながりを妨害しないような気配り。
⑬今後の取組予定	協力機関を１００ヶ所に増加。 ネットワークの取り組みの周知。 認知症研修会の開催。
⑭その他	

⑮担当部署及び連絡先	健康福祉課 0494-62-1233（直通）内線115
------------	--------------------------------

- ※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。
- ※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。
- ※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。

# 専門職によるケース検討会議の開催

1名称:ソーシャルワーカー連携会議

2目的:社会生活機能の増進

3役割:①環境の共有及び情報交換

②環境の開発および改善の提案

③自機関のソーシャルワークの強化

4手段:①ケースワークによる環境要因の分析

② ケースワークからコミュニティワークへの展開

5参加者:ソーシャルワーカー(医療相談員・介護支援専門員・保健師・精神保健福祉士)・・・ケースにより関連専門職参加(医師・看護師・介護福祉士・司法書士など)

6開催日:毎週火曜日16時から1時間程度

7場所:皆野病院

8内容:利用者と環境の相互関係がうまくいかず機能していないケースの検討



## 第5期皆野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（抜粋）

### （2）総合相談支援・権利擁護事業

高齢者に関する総合相談や高齢者虐待に関する相談を受けます。どのような支援が必要か判断し、地域における適当な機関や制度につなげる等の支援を行います。

#### ① 地域における関係者とのネットワーク構築

地域包括支援センター運営協議会や民生委員協議会の場を活用したり、シルバー人材センター、社会福祉協議会等との連携をとりながら、地域住民へ働きかけを行います。

#### ② ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握

関係機関主催の会合に参加したり、関係者からの情報提供により高齢者や家族の状況を把握する。また地域の中で高齢者に多くふれる立場にある人と関係性をつくり、気になる高齢者がいれば連絡をしてもらいます。

③ サービスに関する情報提供等の初期対応から、継続的・専門的な相談支援  
初回相談時に、的確な見立てを行い、緊急性の有無、専門的・継続的な関与の必要性について判断します。専門的・継続的な相談または緊急の対応が必要と判断した場合は訪問による相談を実施しています。

#### ④ 権利擁護の観点からの支援が必要な高齢者への対応

高齢者虐待相談については、高齢者福祉担当と連携をとりながら対応します。また、成年後見制度については、権利擁護センター等と連携をとりながら対応します。